

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成31年1月30日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者 川 田 宏 一 （千葉地方裁判所刑事第2部判事）
裁判官 林 寛 子 （千葉地方裁判所刑事第2部判事）
裁判官 西 愛 礼 （千葉地方裁判所刑事第2部判事補）
検察官 小 島 直 久 （千葉地方検察庁検事）
検察官 中 林 睦 夫 （千葉地方検察庁検事）
弁護士 佐 藤 拓 哉 （千葉県弁護士会所属）
弁護士 中 島 順 隆 （千葉県弁護士会所属）

- 1 番 裁判員経験者
- 2 番 裁判員経験者
- 3 番 裁判員経験者
- 4 番 裁判員経験者
- 5 番 裁判員経験者
- 6 番 裁判員経験者
- 7 番 裁判員経験者
- 8 番 補充裁判員経験者

議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

【司会者】

私は、千葉地裁の裁判長を務めております川田と申します。よろしくお願いいたします。今回のような意見交換会は、裁判員経験者に加えまして、日頃裁判員裁判を担当している検察官や弁護士にも参加してもらい、裁判員経験者の皆さんから忌憚のない御意見を伺うことによって、裁判官、検察官、弁護士が今後裁判員の皆さんにその役割を十分果たしていただけるように、裁判手続を進めていく上で参考にさせていただくということの一つの目的として開催しております。また、既に御存じの方もいらっしゃるかと思いますけれども、裁判員制度は平成21年の5月に始まり、本年の平成31年はちょうど10年を迎えることとなります。裁判所としましてはこれまでの裁判員制度の歩みを振り返るとともに、これから裁判員や裁判員候補者になられる方がより参加しやすくなるようにするため、裁判員制度の広報の方にも力を入れているところです。裁判員経験者の皆さんの御意見や御感想は、このような広報活動にも生かしてまいりたいというふうに考えております。今回の意見交換会では緊張されることなく、できるだけ皆さんが評議室で評議を行ってきたときのように、遠慮なく様々な御意見、御感想を伺えればというふうに考えています。

それでは、意見交換会の本題に入る前に、まず今回意見交換会に参加しています裁判官、検察官、弁護士の方から簡単に自己紹介を行わせていただきます。

【林裁判官】

右陪席裁判官の林と申します。よろしくお願いいたします。

【西裁判官】

左陪席裁判官の西と申します。よろしくお願いいたします。

【小島検察官】

皆さん、初めまして。千葉地方検察庁公判部検事の小島直久と申します。よろしくお願いいたします。

【中林検察官】

同じく千葉地検の検事の中林と申します。よろしく申し上げます。

【佐藤弁護士】

弁護士の佐藤と申します。今日は勉強させていただきますので、よろしく願いいたします。

【中島弁護士】

弁護士の中島順隆といいます。本日はよろしく願いいたします。

【司会者】

それでは次に、裁判員経験者の皆さんを紹介します。その際に、裁判員を務められての全体的な感想で結構ですので、一言併せてお伺いできればと思います。まず、1番の方から順に御案内いたしますけれど、1番の方は覚醒剤密輸入の自白事件を担当されたということですか。

【1番】

はい。

【司会者】

公判審理は2日間で、評議も含めて全体として4日程度で終わったと伺っています。

【1番】

そうです。

【司会者】

裁判員を今回務められて、どのような感想をお持ちでしょうか。

【1番】

初めての裁判員ということで、選ばれたときは非常に緊張しました。被告人は罪を認めているということで、量刑をどうしようかということだけの話合いだったので、あっという間に1週間が終わってしまいました。

【司会者】

またいろいろ具体的にお話を伺っていくことにいたします。ありがとうございます。

す。それでは次に、2番の方を御紹介いたします。2番の方は、商品配送のトラックから商品を盗もうとした際のいわゆる事後強盗致傷の自白事件を担当されたというふうに伺っています。

【2番】

はい、そのとおりです。

【司会者】

公判審理は1日で終わって、評議も含めて2日間で裁判が終了した、そういうケースでしょうか。

【2番】

はい、そうです。

【司会者】

実際に裁判員を務められまして、どのような御感想をお持ちでしょうか。

【2番】

2日目は午後からの参加で、とてもスピーディーといたしますか、思っていたより簡単でした。裁判所には来たことがなかったので、裁判所に入ることが怖くて、どんな事件かも分からないので、もし殺人事件だったらどうしようと思ったんですけど、思い切って参加して、とてもいい雰囲気の流れも分かりやすくてとても良かったです。ありがとうございました。

【司会者】

どうもありがとうございます。また具体的なお話はこれから伺っていくことにいたします。次に、3番の方を紹介させていただきます。3番の方は、屋外での強盗致傷の自白事件を担当されたということでしょうか。

【3番】

はい、そうです。

【司会者】

飲酒の影響等も関係していた、そういう事件ですか。

【3番】

そうです。

【司会者】

公判審理は、2日間審理をして評議も含めて4日間程度で裁判が終わったということによろしいですか。

【3番】

そうです。

【司会者】

裁判員を経験されて、感想はいかがでしょう。

【3番】

先ほどの方もお話しされておりましたが、初めはちょっと不安がありました。しかし、評議や協議をいろいろやっていく中でそれになじんでいき、また、ある程度進行もスムーズにうまくやっていただき、我々も勉強しながらやらせていただきまして、非常に私はよかったと思います。

【司会者】

どうもありがとうございます。いろいろ御感想はあろうかと思いますが、またその点は具体的には後でお話を伺いたと思います。それでは次に、4番の方を御紹介いたします。4番の方は覚醒剤の密輸入の事件で、実際に違法な薬物だったか知っていたか知らなかったか、知情性とよく言われていますが、そういうものが争われた否認事件だったということですか。

【4番】

はい。

【司会者】

実際に公判審理は審理自体に3日間、評議も含めると6日間程度掛かった事件ということによろしいですか。

【4番】

はい，そうです。

【司会者】

否認事件の裁判員裁判を務められた形になりますが，何か全般的な感想はいかがなものでしょうか。

【4番】

そもそも密輸事件というものがすごく重いものだということを，一緒に参加していた方々もおっしゃっていたんですけれど，参加するまではそうは思わなかったもので，そういった意味で本当にいろいろ勉強させていただきました。

【司会者】

公判審理に臨み，意見交換や評議をする中でいろいろ感想をお持ちだと思いますので，それはまた後ほど具体的にお話を伺うことにいたします。ありがとうございました。それでは5番の方を御紹介いたします。5番の方は住居侵入，強姦致傷と傷害の関係の自白事件を担当されたと伺っておりますが，よろしいでしょうか。

【5番】

はい。

【司会者】

公判審理は2件あったようですが，2日間で公判審理が終わって，評議も含めて3日間程度で裁判自体は終了した，そういうスケジュールでよろしかったですか。

【5番】

はい。

【司会者】

御感想はいかがでしたでしょうか。

【5番】

実際の裁判というものを初めて体験し，貴重な経験をしたというふうに思っています。久しぶりに緊張感と充実感を味わわせていただくことができました。裁判員の候補者として通知が来たときに，何とかして選ばれたいなという気持ちがありま

した。それには三つありまして、一つは好奇心、いわゆる裁判員制度については関心がありましたので、そういう興味が一つ好奇心としてありまして、それからもう一つは、私は全く司法関係の職業を経験したことがなく、人事労務関係つまり人を扱う仕事というものがほとんどだったものですから、裁判で人に量刑を科したりするということもあり、何か人ということに関係してお手伝いできるかなというふうに思いました。それからもう一つは、70歳以上は辞退可というようなこのシステムの中で、それに該当する私は、むしろ逆に、だからこそ参加したいなという気持ちがありました。いずれにしてもいい経験、体験をさせていただいたので感謝しております。

【司会者】

どうもありがとうございます。それでは次に、6番の方を御紹介いたします。6番の方は、住居侵入、強制性交等致傷という事件と、それから住居侵入未遂の事件、これも2件の自白の事件、認めている事件を担当されたというふうに伺っております。公判審理は2日間、あと評議も含めて5日ぐらいで終わったと伺っておりますが、よろしいですか。

【6番】

はい。

【司会者】

それでは、裁判員を務められての感想をお聞かせください。

【6番】

初めて選ばれて、いい経験をしたなということは皆さんがおっしゃったような感じと同じです。初めて法廷というところに立ってというか、入ってみて、被告人ではないですけど、あそこには立たないようにしたいなというのが最終的な感想です。

【司会者】

ありがとうございます。また詳しいお話は更に伺うことにいたします。それでは次に、7番の方の御紹介になります。7番の方は傷害致死の事件で、犯罪の成立自体

には争いはなかったようですが、暴行の行為の危険性とかその辺りがいろいろ争われ、その結果、公判審理自体に4日間掛かり、全体評議も含めて7日間程度裁判に時間が掛かったと伺っておりますが、よろしいでしょうか。

【7番】

はい。

【司会者】

全般的な感想をお聞かせください。

【7番】

皆さんがおっしゃっていたとおり、非日常的な体験で、大変有意義な貴重な体験をさせていただきました。ふだん裁判所というところに来ることもないので、難しい言葉とか理解できないことも少なくないんですが、検察官や弁護士、それから裁判官の仕事に触れることができ、裁判を身近に感じることができました。

【司会者】

どうもありがとうございます。審理に臨んで、あるいは評議についての御意見は後で聞かせていただきます。次に、8番の方を御紹介いたします。8番の方は、包丁を用いた殺人の事件で、事実自体は認めている事件というふうに伺っております。また、精神鑑定が行われた事件だというふうにも伺っております。公判審理自体は2日間で終え、評議も含めて6日間程度掛かったというふうに聞いておりますが、裁判員を務められてどのような御感想をお持ちでしょうか。

【8番】

まさか自分がテレビドラマの中のような場面に入っていくと思わなかったもので、最初本当にびっくりして、あれよあれよという間に日にちが進んでいき、内容が殺人事件ということもあって、どういうふうに進めていくのかなとすごく不安もあったのですが、裁判官や裁判員とのコミュニケーションをうまくとっていただけるような、そういう雰囲気作りを裁判長と裁判官の方にさせていただいたので、内容もすごく重いものだったんですが、話し合い自体はすごくいいコミュニケーション

がとれたなと思って、実際聞くのとやってみるのは違うなという感想でした。

【司会者】

どうもありがとうございます。以上一通り裁判員経験者の方を御紹介いたしました。それでは、これから具体的な意見交換に入っていくことにいたします。裁判員経験者の意見交換会、これは複数回これまでもやっております、平成30年の4月から今年度はこれで4回目になります。毎回いろいろ異なったテーマで行っています。今回のテーマは、裁判員と裁判官の実質的な協働による裁判に向けた公判審理と評議を念頭に置いているんですが、裁判員裁判では、今いろいろ御感想が出てきましたけれど、裁判員と裁判官が一緒に一つのチームを組んで公判審理に臨んで、評議をして判決をすることが求められています。実際に裁判員裁判を経験されて、裁判員と裁判官が充実した意見交換をして結論を出すことができるようにするためにはどのようにしたらよいかということについて、今日は意見交換をさせていただければというふうに考えています。ここでは、大きく法廷での公判審理の段階と、それから評議室での評議の段階と二つの場面に分けて意見交換をしていくことを考えています。それに加えて、裁判員に選ばれるかどうかとか、あるいは自分ができるだろうかという不安を持ったという感想も先ほどお聞かせいただきましたけれども、今回は公判審理が始まる前の裁判員の選任手続期日や第1回公判期日を迎える前の段階の御意見、御感想も併せて伺えたらというふうに考えています。そこでまず、最初の段階でこの日に裁判員選任手続のところに来てもらえませんかという通知が行ったと思いますが、そのかなり早い段階から選任手続にいらっしゃって、あるいは選任手続で実際に選ばれた後、第1回公判期日になる前の段階のことをまずお伺いいたします。そのようなまだ公判審理が始まる前の段階で裁判員の仕事の内容というものが与えられた情報だけで理解できたかどうか、あるいは何か不安に思うことがあったかどうか、これが私の最初の質問になります。これは、裁判員裁判に関わるいろんな観点から不安等をお持ちかもしれませんが、まさに裁判員として裁判という判断をしなければならないというところ、自分にできるだろうか、そういう

観点から不安に思った点とか、あるいは裁判所にもっとこうしてもらったらよかったという点があれば最初にお伺いしようかと思っています。この点は皆さん、先ほど不安があったという御感想もありましたけれども、その点皆さん何か感じるどころとか、御要望とかありますでしょうか。自由にお話しただければと思います。

【7番】

まず、裁判所から大きな茶封筒が届きます。その時点でまず自分は何をしたらろうという驚き、誰かに訴えられたんじゃないかという驚きで、あの大きな茶封筒は本当におどろおどろしく、もうちょっとウエルカムな封筒で来ていただけると不安も少なくなるかなと思います。

【司会者】

そもそもそういう封筒が送られてきた段階で何かしてしまったのかという、そういうところなんですかね。

【2番】

私もたしか次の年に選ばれる可能性がありますという窓あきの茶封筒をいただいたときは本当にびっくりして、すぐ開けました。そうすると、漫画の冊子がとても面白くて、あれを何回も見て裁判員裁判というのはこういうふうな流れで進んでいくんだなという漠然としたものは分かりましたが、実際自分がなぜ選ばれるのか、自分がどういう事件の担当になるのかということは不安でした。一番大事なのは自分がどういう事件に関わるかということだと思います。

【司会者】

他の皆さんは何かこの点がありますか。

【5番】

候補者として選ばれたという最初の段階では、選ばれるのか選ばれないのか人数が大体どのぐらいなのかということはよく分かりませんでした。選ばれて、裁判所に伺って、何人ぐらいいらっしゃるのかなと思ったら、最終的に6人を裁判員として選ぶということが分かりました。その辺のところは、こちらの方にはちょっと分

かりにくかったという点があります。

【1番】

私が候補者に選ばれたときなんですけれど、候補者の方がそのとき30人ぐらいいたんです。30人ぐらいいて、裁判員が6名で補充裁判員の方が1人、合わせて7人ということで、30分の7だから恐らく選ばれないだろうと先ほどの方と同じで思っていたので選ばれたときは確率的にもびっくりしました。選ばれた後、どんな事件を担当するんだろうとそのときちょっと不安になりました。

私が担当した事件は覚醒剤の事件だったので、こういうことを言うてはいけないのかもしれませんが殺人のような事件じゃなくてよかったなというのはありました。実際は1週間参加したんですけれど、参加してよかったなというのは私の中ではあります。

【司会者】

ありがとうございます。他に御感想、御意見、まとめて、幾つか御質問も出ていますので、その辺りを私の方から答えられるところは答えようと思います。裁判員になると、選任の期日に呼ばれて、あるいは選任された後、第1回裁判が始まるまでに裁判員として自分がやることは何かというその辺りのことというのは、いろいろ冊子等を読まれて、裁判員の役割、仕事の内容自体については大体イメージが湧いたということでもよろしいですか。今御関心があるのは、どんな事件をやるのかということが実際に裁判所に行ってみないと分からないという点が一つと、あと選ばれるのが例えば正規の裁判員6人と補充裁判員が1人、2人、3人ぐらいなのに、選任の手続の部屋には30人ぐらい来ていて、この人数は一体どうなっているのかという御質問ですね。

まず、裁判員として何人を選ぶかという人数の点については、事件を処理するために審理等の期間、評議の期間、いわゆる職務従事期間がどれくらいかによって何人ぐらいの候補者を呼ぶかどうかというのはいろいろ変えたりしています。例えば、最終的に裁判員、補充裁判員の人数が裁判員6、補充裁判員2、合計8人というふう

に決まっていたとしても、何人の方が選任の日にいらっしゃるかということとは不確定要素がいっぱいあって分からないところがあり、例えば当日仕事の関係等で来ることができないというようなことが事前に出てきた場合には、そういう人たちはどんどん抜けていってしまう場合もあり得ます。そして、そもそも通知を送っても返事が返って来ないとか、転居等いろんな事情があるので、実際に選ぶ人数が裁判員6人及び補充裁判員2人の合計8人であったとしても、辞退の希望者やあるいは裁判員になれない人が含まれているかもしれないということを考えて、多めに一定数の通知を出しています。このように、実際に選任期日を迎えるまでに減っていくことがあるわけです。さらに、当日例えば30人、あるいは25人いらっしゃったという場合、このいらっしゃった方もその後の事情変更、例えば仕事が急に入りました、家族がちょっと急に体を壊してしまって病院に付き添わなければいけない、そんな事情が出てきたりして裁判員になることができなくなり欠けていくということを考え、また選任手続でいろいろ質問をして辞退を認めるという場合があれば更に減っていってしまうわけです。そうしますと、裁判所としてはある程度選任手続の期日できちんと人数を選任できないと後に困ってしまうことがあります。例えば通知を出したんだけど、実際にその場には15人位しか来ませんでしたという場合、当日いらっしゃった方から実はちょっと急に体調が悪くなりましてとか、仕事の関係でということ欠けていってしまったらすると、8人すら選べなくなってしまう事態になってしまうということがあるかもしれません。その場合どうなるかというところ、その選任の手続期日は、なしとしてもう一回通知をやり直し、新たに選任手続期日を定めてやらなければいけない。そうすると、また8週間ぐらい間を置かなければならないということも考え、どうしてもある程度的人数の方にいらっしゃっていただかなきゃならないということがあるのと、人数がどれくらいその日に集まるかかなり読めないところがあって、あるときは30人位、あるときは20人位ということもある。そういう状況があるので、人数は読めない。その期日に選任をちゃんとできるようにということを考えて、こちらはある程度予測を立てながらやっている

というのが実情です。それが1点目です。

もう1点の方は、事件名とか、何の事件に当たるのかということは、実際にその日に行って説明を受けないと分からない、これは多分皆さん同じ感想だと思うんです。呼ばれたけれど一体何の事件をやるんだらうかということで、裁判所に行ってみて初めてパワーポイントで今回こういう事件を担当していただきますと説明を受けるわけです。それでようやく分かるということなんですが、選任手続の法律、規則という定めがあり、そこで職務従事期間といって、選任の手続の日と裁判の日、いつからいつまで何日間来てくださいますということを通知してお呼びする、そういう制度になっています。だから、法律、規則の定めに従った選任の仕方をしているんです。あとやはり最初の段階で事件名だけ連絡が行ってしまうと、それだけの情報しかないもので、逆に不安を持たれたりする方もいらっしゃるかもしれません。選任手続期日に実際いらっしゃっていただいて、裁判官あるいは職員が説明し、分からないことがあれば質問していただいて、ちゃんと疑問解消していただいた方が実質的な配慮があるのではないかと私は考えておりますが、手続としては事件名が何かというところまでは通知しないというのが現状です。

2点の御質問についてお答えした方がいいなというところは御説明いたしましたけれども、この関係で裁判が始まる前の段階で裁判員の職務の内容については何をやるかというイメージは大体ついたということによろしいでしょうか。最初の裁判が実際始まる前段階の不安なり、あるいは裁判所にこうしてほしいという点が他に何かあればお伺いしておきますが、いかがでしょうか。大体この点はよろしいですか。

それでは次に、意見交換に移ることにいたします。まず、法廷で行う公判審理のことについてお伺いしていくことにします。公判審理では、皆さんも御経験されたように、まず冒頭手続、人定質問、それから起訴状の朗読とか黙秘権告知、あと罪状認否があった後、検察官、弁護人が冒頭陳述を行ったと思います。その上で証拠調べが行われ、証拠調べが終わると検察官の論告、求刑、弁護人の弁論というふうに手続が

進んでいったと思います。そこで、公判審理の関係で裁判員の皆さんがうまく裁判にきちんと関わられるような、そういう公判審理が行われていたかどうかという観点から意見交換を行います。

まず、公判審理の段階についてまとめて皆さんからいろいろ御意見を伺おうと思います。例えば公判審理において実際どのような事項について判断が求められているのかですとか、判断のポイントはどこなんだろうとか、そういう点がちゃんと裁判の早い段階で理解できたかどうかというのが一つのポイントになります。それから、これはまさに検察官、弁護士、両者がこの場に立ち会ってくださっているんですけども、皆さんの裁判で活動していた検察官、弁護士の活動を見て、分かりやすい、理解しやすい活動を果たしてしてくれたかどうか、いい点ならいい点、悪い点なら悪い点、そういうことを出していただき、お話しいただければと思います。あと、公判審理をしている中で自分にとって負担になったなということがあればそういう御感想でも結構ですので、お聞かせいただければと思います。この点は御自身の御活動にも関わるところなので、御質問があれば検察官、弁護士からも適宜御質問していただければと思います。法廷での公判審理の中でどの段階でも結構ですし、皆さんから今お話しがあった問題点や感想等気付くところから始めていただければと思います。

【2番】

私のケースは、もう既に示談が成立していて、被害者の方も被害届を取り下げていて、なおかつその被害者の方が被告人に対し、お母さんにこれから親孝行しなさいよというような方でした。争点は執行猶予が付くかどうかということなんですということを最初に裁判官の方に教えていただいて、私の場合はコンビニのトラックから物を取ったというような事件で、しかも被告人が謝っているということで、すごく分かりやすかったです。被告人の生い立ちとか、ここで生まれて、ここで育つとか、そんなところまで調べるんだということにちょっとびっくりしました。

【司会者】

被告人の生い立ちについては証拠に出てきたということですか。

【2番】

そうです。誰に向けてそういうことを言わないといけないのか、被害者の人も取り下げているのに、どこで育って、親が離婚してとか、そういうことを誰に向けて発信するのかなということが不思議でした。

【司会者】

2番の方は、トラックから商品を盗もうとしたときに見付かったんで、相手を殴ってしまって、けがをさせてしまった。ただ、事実関係は結局認めていて、被害弁償もしていたんですかね。

【2番】

そうです。

【司会者】

謝っていたので、被害者も許してあげるという状況だったので、争点は量刑で、猶予が付くかどうかというその争点はすぐに分かったということですか。

【2番】

分かりました。

【司会者】

先ほど裁判官から説明を聞いて分かったという話を伺ったのですが、争点がそういうところにあるというのは、例えば最初の方で検察官と弁護人が冒頭陳述をやったと思うのですけれども、その辺りでも出てきましたか。

【2番】

はい。もう認めていたので分かりました。

【3番】

私が担当したのは強盗致傷の事件で、初めとても不安がありましたけれど、進行状況が非常にうまく、裁判官さんと裁判員の協議がうまく行って、不安な点が不安でなくなるような進行をしてくれました。裁判長と裁判官2人、あと裁判員、補充裁

判員もいたわけですしけれども、司会も裁判長だけがやっていたんでなくて、女性の裁判官の方もやってくれて、できれば我々も勉強してそういう司会のできるような体制に持っていくと非常にいいのではないかと思います。進行状況が非常によかったですと思います。

【司会者】

3番の方が担当されたのは屋外の強盗致傷の事件で、事実関係は認めていたということなんですが、お酒を飲んだ影響があって、その辺りは公判審理、法廷での立証の関係でお酒の影響とかというのは証拠調べを見ていて、分かりやすい感じでしたか。

【3番】

はい、分かりやすかったです。

【司会者】

そうすると、今評議の段階で裁判官、裁判員とうまく評議ができたという話がありました。公判審理についても証拠調べを見て、裁判員の皆さんも含めて分かりやすく、内容は理解できるもので、評議の方もうまく流れていたという理解ですか。

【3番】

はい。初めはやはり先ほど言いましたように不安ばかりだったんですけど、やはり人が人を裁くというか、本当に裁けるのかというような不安があったんです。ですが、やはりみんなで一つのものに向かっていくということがそういう不安なんかを払拭しまして、ですから司会もそうですけど、持っていく方がうまかったということだと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

【1番】

私が担当したのは覚醒剤の密輸の事件なんですが、被告人はある第三者からこのバッグをカナダのバンクーバーから成田まで運んでくれと言われて、当の被告人は

そのバッグを受け取った時点でもしかしてやばいものかもしれないという認識がちょっとだけあったようで、そのまま飛行機に乗って成田に行ったら、成田で捕まったみたいな感じだったんです。当の被告人は、自分からそういった違法薬物を持っていこうとしたわけじゃなくて、第三者から言われて運んだだけだったんです。裁判官の方とかがいろいろ説明してくれたので、事件のこととかは大まかに分かることができよかったですなと思います。進行状況は非常によかったと思います。

【司会者】

覚醒剤の密輸入の事件について、普通皆さんは関わったことがないし、分からないかなと思うのですけれども、証拠調べにおける検察官の立証でいろんな証拠が出てきますよね。そういった証拠を実際に御覧になられて、証拠調べ、法廷で調べているその辺のことは理解しやすかったですか。

【1番】

写真とか出ていたので分かりやすかったと思います。検察の方が袋入りの覚醒剤を出し、その実物を初めて見たときは衝撃的でした。ドラマなんかでは見たことがあるけれど、実物を見たのは初めてでしたので。

【司会者】

公判での証拠調べでは、特段余り分かりにくいということはなかったですか。

【1番】

なかったです。

【司会者】

ありがとうございます。

【8番】

私は、冒頭陳述、証拠調べのところで、検察官の方と弁護人の方がいろいろ証拠等を書類で出していたんですが、会社の同僚の方等から検察官や弁護人が話を聞いてきたことを一生懸命述べられていて、私たちは一生懸命それを聞きながらすごくみんなしてメモを取っていたりするんです。私たちは聞いたことを一生懸命メモしな

がら、後の評議に役立てるためにみんなチームプレーで聞き込んで、みんながいろいろ聞いたことを覚えて後の評議に生かせばいいので、とにかく話をよく聞いてくださいと言われたので一生懸命書いて、後からそういうのを照らし合わせて、あんなことも話していた、こんなことも話していたということが後から出てきて、それがある程度量刑に関わってきたりすることだったりするので、やっぱりメモは取っていかなければいけないなとすごく思ったんです。ただ、そうすると今度は弁護士とか検察官とか、被告人の表情とかが見えなかったりするんです。被告人がどんな顔をしていたとか、弁護士の方や検察の方がどんな表情で話をされたかとかということもやっぱり必要だと思うので、もう少し証拠もポイントでもいいので文書である程度書いて出していただけたらなと私は思いました。

【司会者】

今のお話で二つポイントがあるかなと思うのですが、メモを一生懸命取っていたのは証人として出てきた人の話を聞くのではなくて、捜査段階でとられた供述調書を読み上げる形になっていて、その内容についてメモを取るということが一つですか。

【8番】

そうです。

【司会者】

あともう一つ、裁判長がメモは取らなくていいですよ、そういうアドバイスをしてくれた、そういうことなんですか。

【8番】

はい。チームプレーなので、メモを取らないで、ずっと耳で聞いていて記憶しているだけでも結構ですと言っていたんですけど、あとの評議でやっぱりメモを取っていたことが大切だったりするんです。やっぱり書類に残っていないので、あんなこと言っていたとかということがすごく大切だったりするので。

【司会者】

この点は大体どこの裁判体も同じような話をしているかと思うのですが、せっかくですから、林裁判官はメモの関係についてどのような感じで説明をしますか。証拠調べの関係について。

【林裁判官】

御説明としては同じような形で、やはりよく聞いてくださいと、みんなで聞いていれば誰かが聞いてくれているのでという御説明はします。特に証拠の書類になっている供述調書なんかは後で裁判所の方に提出をされますので、それは後でこちらの方で確認してみんなで見返すことができますというような御説明はさせていただいています。ただ、記憶の手段としてメモを取った方が記憶に残りやすければもちろん取っていただいて結構ですよという御説明をするので、かなり取られている方も確かにいらっしゃいます。

【司会者】

大体説明としては、一律にメモを取らないでということではなくメモを取った方が分かりやすいという人もいますので、メモは取らなくていいというよりは、やりやすいようにやってくださいという感じでしょうか。ただ、そうするともちろんメモがあった方が意見交換しやすいという方もいるので、そういう方は取ったりもします。取らなくてもここはどうなっていたんでしょうかという話が出れば、先ほども言いましたように証拠書類としては出てきているので、もちろん裁判官の記憶があればこう言っていましたという話をしたり、あるいは書類に当たるということもできます。

【林裁判官】

かなり取っておられる方もいらっしゃいますね。

【8番】

みんな取っていました。本当にみんなすごく一生懸命聞き逃しちゃいけないという感じで取っていらっしゃって、評議のところでこんなこと言っていた、そうですねみたいな感じでそれが本当に役に立ちました。

【司会者】

公判審理について、他の皆さんは法廷の場面で何が分かりやすかったでしょうか。

【5番】

私は、2番の方が言ったような状況で、基本的に犯行について被告人がほぼ全面的に認め、反省があるというようなことで、その辺の争点というのはないものですから、あとは弁護人から情状酌量についてと、量刑がどうなるかというようなことがありました。私は裁判をやっているときに重点を置いたのは、被告人がどういう話をするか、どういう態度をとるか、これは本当なのか、うそなのか、これは実際分からないですけれど、私なりにこれらについて聞いていました。本当は何だということは、その場で話す被告人の態度だとかそういった中にも感じました。早いうちに被告人が犯行を認めたということもあり比較的スムーズに評議の中でも話が進んだということがいえると思います。

【司会者】

ありがとうございます。今回お集まりいただいた方の中には自白事件、つまり認めている事件が多かったので、そうするとある程度量刑が争点なのかというところで、ある程度どの点を見ていけばいいか比較的早い段階で分かりやすいところもあったかもしれません。一方、中には4番の方のように覚醒剤の輸入の関係で、要は覚醒剤と分からなかったという主張や、それから7番の方のように一応傷害致死は成立するというんだけど、暴行の危険性なり、実際に死亡にどの程度の影響を及ぼしたのかというところに争点があって、お二人のところは公判審理もそれなりに時間が掛かっていたと思いますが、どういうところがポイントだということは比較的早い段階で分かりましたか。

【4番】

たしか最初の公判審理のところで、先ほどもどなたかおっしゃっていましたが、覚せい剤取締法違反であれば覚醒剤を所持しているというだけでも何年から何年という資料についてパワーポイントを使って教えてくださったので、私のように

裁判に関わったことがない人間からするとすごく分かりやすく説明をしていただけたなというふうに思いました。今回、否認部分について電話の記録であったので、要は指示している人がいるからその人が一番悪いんだけど、持ってきてしまった時点でその人も違法だよという説明をしてくださったかなというふうに覚えています。

【司会者】

覚醒剤輸入で故意、認識が問題になった場合の考え方についての説明を裁判官がしたということですか。

【4番】

はい。

【司会者】

恐らく検察官がこういう組立てで故意が認められると思うということを冒頭陳述で言われたり、あるいは論告のときに言われたりということもあったと思うんですけど、その辺りは理解の役に立ちましたか。

【4番】

弁護士の方もそうですし、検察官の方もそうですし、用意していただいた資料がありまして、私が抱いたのはその資料を見れば分かるという感じだったんで、もっと具体的というふうなのは特に、ただ順番どおり読んでいるなという印象でした。

【司会者】

法廷で調べ、見聞きした内容については大体把握はできて、評議は更にその延長でやっていく、そういう感じなんですか。

【4番】

はい。弁護士の方が被告人の方に質問して、私たち裁判員は被告人の言葉をメモしていくという感じです。

【司会者】

被告人質問は理解できましたか。

【4番】

はい。

【司会者】

関係者と被告人のやり取りについて電話の会話やチャットか何か証拠の関係でありましたか。

【4番】

日本でいうとラインというアプリが一番想像しやすいと思うんですけど、音声を送り合うアプリで、それを文書化したものが資料としてありました。

【司会者】

それを証拠調べて、その内容はすぐ分かりましたか。

【4番】

はい。

【司会者】

ありがとうございます。それでは7番の方いかがでしょうか。

【7番】

医学的な用語が多く証拠調べに出まして、弁護側も検察側も医師がそれぞれ意見陳述するんですけど、何せ右側頭部とか、微小動脈瘤とか、椎骨動脈とか、たまたま裁判員の中に看護師さんがいらっしゃいまして、評議室に戻ったときにその看護師さんが詳しく説明してくださってみんなで話し合うという感じでした。裁判の時は上手な検察官の方がいて、その方の声の大きさとか、トーンの違いとかでこれは重要なんだとか、そういうことの方が大事でした。医学的な用語が多かったので、私たちはお手上げという感じでした。そんな詳しいことまでやっぱり分からないですから。

【司会者】

たしかお医者さんが3人ぐらい証人で出てきたんですか。

【7番】

そうなんです。それも真逆な立場で。

【司会者】

検察官が1人、あと弁護人請求が2人ぐらいですか。

【7番】

そうなんです。まさにサスペンスの状況のようでした。

【司会者】

証拠に基づいて判断しなければいけないので、評議のことはまた後で聞きますけれども、法廷で見て、聞いてという段階ではちょっと見つかった、そういうことなんですか。

【7番】

そうです。書類が結構ありまして、脳の絵とか、そういう書類を見ながらという感じでした。

【司会者】

それでは、証人尋問をしながら、関係するものを手元に置いて調べたという感じですか。

【7番】

はい。

【司会者】

専門用語、医学的用語とか、部位の関係はそれ以上直しようがないところもあるので、仕方がないところもあるかと思いますが、なかなか難しいところがあったということですか。

【7番】

そうです。

【司会者】

あとは、争いがある事件はそういう難しさがあるかと思いますが、この事件でどこが判断の分かれ目になるかとか、まさにここを判断してほしいというポイントは

どこかということについては、分かりましたか。

【7番】

はい、早くに分かりました。

【司会者】

どの段階で分かりましたか。

【7番】

裁判官からも説明がありましたし、クモ膜下出血、外傷性によるクモ膜下なのか、被害者の要因によるものが原因となって起こったのかという、そこはよく分かりました。

【司会者】

それは、裁判官の説明を受ける前に恐らく法廷でまず検察官の冒頭陳述をして、弁護人もそれに反論すると思います。その辺りでも内容は理解できましたか。

【7番】

ええ、よく分かりました。

【司会者】

ありがとうございます。6番の方は自白事件で、強制性交等致傷罪とか、性犯罪の事件を扱われたかと思うんですが、法廷で審理に立ち会った際に何か感じたこと、証拠の内容が分かったかどうか、あるいは証拠調べで何か負担になることがあったかとか、その辺りの御感想はいかがですか。

【6番】

そこら辺は特に問題はなかったです。

【司会者】

争点が量刑、事実関係は争いがないので、評議に必要なことについては法廷で十分理解できたということですか。

【6番】

はい。

【司会者】

今裁判員の皆さんからいろいろ御感想をお伺いしましたけれども、この際ですから、検察官、弁護人から御質問とか、これはこういう意図でやっているんですよとか、そういうところのお話があればお願いします。

【中林検察官】

検察官の中林です。2番の方から刑を決める際の裁判官の説明についてお話がありました。その前に法廷で検察官もどういう刑にしたらいいかということは言っていたと思うんですけれど、その検察官の説明というのは理解できましたか。

【2番】

大体理解できました。

【中林検察官】

こういうふうと考えて検察官はこういう求刑をしますということは言っていたと思うんですけれど、その考え方や説明は他の方は理解できましたか。

【8番】

理解できました。その前に裁判官の方が今までこういう事件だとこのぐらいの刑とか、刑の決め方についてお話ししていただいたので、最高だとこのぐらいとか、最低でこれとか、あといろいろなことが重なってくるとどうか、あと酌量の余地があるとだんだんこうなってくるとか、そういう説明があった上での最後の求刑だったので、そこを酌み取ってこの刑にしたんだなというのは個人的には分かりました。

【司会者】

中林検察官からの質問で今ちょっとはたと気が付いたことがあるんですが、多分裁判体とか事案によって量刑のことを説明するタイミングが区々なのかなと思います。事実関係に争いがなくて量刑が争点の事案は、早い段階で裁判員の皆さんに量刑の考え方を理解してもらって、これからの証拠調べはこういう要素を着目してください、恐らくそういう説明を受けた方もいらっしゃるかと思います。中には検察官の論告を待って、最終的にそれではこれから評議しましょうかとそこで初めて量

刑について説明する事件もあつたりということもあると思います。弁護人の立場からの御意見はありますか。

【中島弁護士】

2点ありまして、一つは量刑データを示すタイミングについて、我々も法律家なので、量刑相場に従って弁論をしたりすることもあり、他方で量刑相場に挑戦するというか、そういう事件もありまして、どの段階で量刑データや相場観とか量刑事情を出しているのか、その点についてちょっともう少しこういう事件はこの段階で事情を示していて、それに対して裁判員の方々がどのような評議をされているのかなというところを聞きたいところでありました。

二つ目は、特に事実関係が争いのある4番の事件かなと思うんですけども、冒陳については1枚の冒頭陳述が出されていて、論告、弁論を見ると論告はA3のものが2枚と、否認事件ということもあって結構ボリュームで、読み上げるものの要点を書いてあるというものでありまして、弁論を見てもページ数の問題だけじゃないのかなとは思いますが、A4の紙が4枚と結構ボリュームがあって、読み仮名も振ってあるというものなんですけれども、否認事件によくありがちな結構ボリュームな論告、弁論というものが裁判員の方々の評議に役に立っているのか、それとも情報量が多くてなかなか消化し切れないということがあるのかということについて忌憚ない御意見をいただければと思います。

【司会者】

最初の1点は、先ほどの議論でどのタイミングで量刑の説明をするかという話があつたので、裁判員の皆さんから感想というか、実情を伺おうかと思いますが、2点目の方は、覚醒剤の否認事件について例えば検察官の論告がA3の紙が2枚にわたってぎっしり書いてあつたりするとき、それを見て、その後の評議に役に立ったかどうか、あるいはもうちょっとこんな形であつたらいいとか、4番の方から何か御意見はありますか。

【4番】

情報量が多いから、検察官が正しいとかというふうには思わなかったですが、みっちり検察官側は来ているなという印象を受けました。

正直検察官の熱と弁護士さんの熱に差がちょっとあったなという感じは受けました。被告人が日本人ではなく国際弁護士もいらっしやって、国際弁護士の方も正直日本語が上手でもなかったの、伝わってくる情報というのが結構難しい部分があったので、弁護士さんは特に大変だったのかなと私は思いました。

【司会者】

参考までに、これも各裁判体の考え方が違っているところがあると思いますけれども、私がこの3人で裁判をやる時は、余り紙で情報量をいっぱい書かれてもうまく評議をしにくいということがある場合、この事件のポイントはどこなのかということ、を端的にまとめてもらえませんかということを検察官にお願いしたりすることがあります。それは裁判体の考え方があるかもしれません。

量刑のグラフを見せるタイミングについては評議のところでも出てくるので、後ほど皆さんに運用を聞きながら意見交換したいと思います。

【8番】

例えば冒頭陳述とか証拠調べのときにいろいろ書類が出てきますけれど、私が担当した事件だと被告人からの人間関係というか、職場関係のつながりとか、そういうのを頭に入れていないと、誰がこう言ったということ、を法廷で言われていてもなかなかつながってこなかったりするんです。人間関係のつながりが一目でぱっと分かるようなものがあるとすごく分かりやすいと思っていたところ、評議をしている中で裁判員の方が途中でまとめてくれたんです。人間関係の見取図みたいなものが何かの書類で出てこないかなと後で思いました。

【司会者】

その点は検察官、どうですか。

【小島検察官】

検事の小島です。我々は、言葉だけだとやっぱり分からないので、この方はどんな

立場の人、この方は何をした人、この方はどういう形、しかもそれを色分けし、かつどんな役割をする人かというのをちゃんと示しながら、冒頭陳述で関係性を分かっていたくように工夫はさせていただいています。

【8番】

人間関係が分かると、すっきりしてみんな話をしやすいというか、それがもし最初の段階であると分かりやすいかなと思います。

【司会者】

非常に貴重な御意見だと思います。

今度は評議の段階、公判での審理を終えて、さあ、いよいよ裁判官と裁判員で評議をするという場でのお話をお聞かせいただければと思います。具体的には、評議において印象に残っているのはどのような点ですか。先ほど若干御意見も出ていましたけれど、更に具体的に御意見を聞かせていただければと思います。評議の進行でこういう点がよかった、あるいはもっとこうしてほしかったという御意見をいただければと思います。また、評議の雰囲気、進め方等についても御感想をいただければと思います。例えば、評議の場では、法律上の説明は裁判官がしなければならないということになっていますので、ちゃんと裁判官から必要な法律上の説明がされていたかどうかという観点や、評議を充実させるためにこういう点を工夫したらいいのではないかという点ですとか、評議において心理的な負担等を感じたということがあればお聞かせいただければと思います。裁判官からも適宜質問してもらったり、検察官と弁護士から何か聞きたいことがあれば併せて質問してもらっても結構です。その中で先ほどの量刑のデータをどういうタイミングで見るか、その辺りの話をしていけたらと思います。

【3番】

先ほども申しましたが、非常に進行がうまくて、我々の不安を払拭し、非常によかったと思います。私が担当した事件は女性に関する問題だったため、女性も評議の中にいた方が女性の意見も集められていいのではないかと思います。これは次に

もつながることかと思えますけれども、バランスよく女性も入れる、やはりもうちょっとそこら辺も配慮があってもいいのかなと思えます。これは私だけの意見ではありません。参加した人たちも女性がいたら女性の意見も吸収できたのにと思えます。全体でまとめて、全体で結論を出す場ですから。

【司会者】

3番の方の裁判員裁判では、裁判員の方は男性が多かったということなんですか。男女比の関係ですよね。

【3番】

そうです。男女比の関係も年齢構成も配慮を付け加えてほしいということです。

【司会者】

1点だけ補足しますと、法律で選任の仕方が決められていまして、どうしてもくじになってしまって、抽選の関係で毎回毎回構成がかなり違い、男女比と年齢構成をうまく組み合わせる制度にはなっていませんが、ただバランスよい意見交換ができればいいというのは全くそのとおりだと思います。ありがとうございます。

【4番】

裁判のときに裁判官が被告人等に質問する場面で、裁判員の意見を述べられる場を与えてくださったりだとか、本当にそういった意味ですごく貴重な経験だったなというのと、被告人の量刑を考えるときにすごく苦しくなってしまったのですが、女性の裁判官の方が心理的に苦しいときにすごくフォローをしてくださって、女性が1人でもいるというのはすごくやりやすかったなというのは思いました。すごく助けられました。

【司会者】

どうもありがとうございます。負担に感じた面についても感想をおっしゃっていただきましたが、いろんな角度から皆さんの評議で感じられた御意見を聞かせていただければと思います。

【1番】

評議というか、自分の担当した事件のことなんですけれど、被告人の量刑をどうするかということの話合いを行ったんです。グラフとか用意してくださって、評議をやる上では非常にやりやすかったとは思いますが。自分は初めて裁判員に参加したんですけれど、今まで振り返ってみて参加してよかったなというのは思いました。

【司会者】

かなり量刑の関係でいろいろ議論になって、でも最終的には納得されたという感じなんですか。

【1番】

納得はしました。

【司会者】

量刑のグラフを示されたりとかということで、ふだん皆さん生活していく上で量刑なんて考えたことは恐らく余りないと思うんです。今1番の方が言われましたけれど、例えば量刑が争点だった事件の関係で、量刑に対する裁判員としての御意見というのはいろいろスムーズに言えるような状態でしたか。

【5番】

前にもお話ししましたように、私が担当した事件では被告人が犯行事実について認めており、量刑がどうなるかということが争点でした。判例に従った説明をしていただいて、何年から何年の範囲がありますよという中で、それぞれ個人の物の考え方だとかというのがあって、そういうのが出てきたということは非常によかったんじゃないかというふうに思っています。

【司会者】

今の量刑の関係や評議の関係で御感想があれば何でもお聞かせください。

【7番】

私の評議の場合は、裁判官の方とかすごくプライベートな話もしてくださって、意見はすごく言いやすかったです。ただ、量刑に対して、まず裁判員が初めて裁判を見たときに、自分の中でそれぞれ懲役何年というのがそれぞれ頭にあったと思うん

です。でも、最終的に量刑というのはデータで大体ここからここまでの範囲と聞いたときに、自分の量刑とはえらく違うとか思った方もいらっしゃると思います。

【司会者】

大体皆さんは量刑の関係でグラフを御覧になっていきますか。7番の方はどのタイミングでグラフを見ましたか。

【7番】

評議の最後の方です。

【司会者】

例えばこの事案でどういう事情、いい事情とか悪い事情とか、犯情と一般情状とかでどんな事情があるかなという議論はいろいろされたりしましたか。

【7番】

ちょっと記憶にありません。

【司会者】

まとめてやったのかもしれませんが。それで、比較的グラフを見たのは最後の方ですか。

【7番】

そうです。

【司会者】

そうすると、それまでに自分がイメージしていたのとはグラフを見てちょっと差を感じた、そういうことなんですか。

【7番】

そうです。法律の範囲で決めなくてはいけないという驚きがありました。

【司会者】

量刑の関係や評議の関係で、裁判官の話の進め方について感想等があれば何でもお聞かせください。

【8番】

私が担当した裁判の裁判長は、最初裁判員の方がどんな方か最初みんな警戒しているときに、裁判長がここで他己紹介をしましょうというふうにおっしゃいました。

【司会者】

他己紹介ですか。

【8番】

他己紹介です。隣の人と5分か10分ぐらい話し合いました。話し合った後に、お隣の方の紹介をするというのをやって、そうすると隣の方のことが分かるし、そうするとお名前呼び合えたりとか、あと趣味ですとか、いろいろその方の人となり分かって、その後からはすごくお話ししやすいし、お昼御飯を食べに行ったりとか、お昼にお弁当を食べたりするときにも雑談なんかもできるようになったので、すごく助かったというか、よかったなと思っています。他己紹介をしていただいて、こういうことしてくださるんだなと思って、和やかな雰囲気ですら進めることができよかったなと思います。

【司会者】

コミュニケーションがうまくとれるような環境を作るというそれ自体がそのように評議を進める前提なのですかね。

【8番】

はい。なので、いろいろ意見も言いやすくなったのかなと思います。

【司会者】

7番さんや3番さん、4番さんも裁判体と裁判員、裁判官、裁判員のメンバーがいろいろ意見交換しやすい感じだったと言われていましたね。他の皆さんはいかがですか。

【2番】

私は、多分一番皆さんの中で早く終わったんだと思います。私は1日で終わりました。なので、今思うとどれが評議だったのかなというふうに思うんですけど、最初から争いもなく、時間にも余裕があり裁判官が日本全国を転勤されているお話と

か、とても和やかでした。

【司会者】

量刑が問題になるんで、審理の段階で検察官の論告、弁護人の弁論、かなり猶予が見込めるような事案だというのは審理をしながらも感じたんですか。猶予かどうかというのが争点だというのは、早い段階で分かったわけですか。

【2番】

検察官の方がどういうお話をしたのか私はちょっと覚えていなくて、最初の方は私は一番端っこだったので、よく見えないところがあって、みんなの顔が見えないな、こっちに検察官がいて、こっちに弁護人がいるとか、そういう状態でした。メモも取らなくていいと言われたので、言われるがまま誰一人としてペンも持たず、私はくまなく観察していました。

【司会者】

別にペンを持たなくてもちゃんと議論はできて、結論に至ったということですか。また、評議は特に支障を来たさずにできたということですか。

【2番】

はい。

【司会者】

なかなか今は、審理が1日で終わるという事件はそんなに多くはないかもしれませんが。昔は審理が1日で終わって、翌日評議して判決ということもままありましたが今は少ないように思います。恐らく、事案によっては、裁判員の皆さんの拘束時間をそんなに長くすべきではない、合理的にまとめられないかということを経験官は考えると思うんです。そういう意味では事案の特殊性があったのかもしれません。

【6番】

評議をしていく中で、5時を回る日もあれば、午後から来てくださみたいな感じの日もあり、だったらもうちょっと先に進めちゃった方がいいのかなとも思ったんですけど、後から考えると、やっぱり判決の日というのが決まっているんで、裁判

官，裁判長の資料の作成とかも多分あるんだらうなというのがちょっとあって，なので余裕を持ってそういうふうにしていたのかなということは思いました。

【司会者】

6番の方の時にはちょうど台風が来て，それで交通機関が止まったりしたのですか。

【6番】

そうです。3日目，4日目位に電車が止まっていたような時だったので，周囲も大変だったというようなことを言っていました。

【司会者】

そういう意味では，少し評議の時間が短くなったりとかということはあったけれども，結局評議自体の時間が足りないということはなく，むしろ早めに終わったという感じですか。

【6番】

早めに終わってしまい，手持ち無沙汰みたいな感じもちょっとありました。

【司会者】

実際やられた評議の関係では，特に気になることはありましたか。

【6番】

女性の方も3人ぐらいいらっしゃいましたけれども，そこまで気が重くなるようなことはありませんでした。

【司会者】

量刑の関係のグラフを見られたと思いますが，それはどのタイミングで御覧になられましたか。議論の順番として，例えばこの事案でどういうところが悪い事情で評価しましょうかと，犯情とか一般情状とか分けて議論しましょう，そんな話の説明は受けましたか。犯罪の行為とか結果を中心に見ていきましょうとか，一般情状とって犯罪に関わらない部分の例えば反省だとかいろんな事情があるけれども，犯情の部分を中心にならず考えていきましょうというように，裁判官から評議の中で

量刑の考え方について何か説明を受けたりされましたか。

【6番】

たしかあった気もするけれど、ちょっと覚えていません。

【司会者】

今お話が出ていたんですけれど、1点こちらから説明しておいた方がいいかなと思いますのは、評議をしているうちに早く終わってその後時間が空いてしまったり、場合によっては1日丸々評議の日がなくなり、次は判決宣告の日の何時に集まってくださいということは時々あったりするんです。職務従事期間を定める裁判官の気持ちとして、できるだけ裁判員の皆さんの拘束を長くしない、できるだけ短くしようという思いがあるんですけれども、一方でその間にもし評議がまとまらなかった場合にどうしようかということがあって、短く設定したんですけども実際評議が終わりませんでしたというときは、判決の日を更に先の方に指定しなければなりません、あるいはもうちょっと評議に時間を掛けなければいけないということになった場合、裁判員の皆さんと更に別の日を調整できるかという、これがなかなか大変だろうなというふうにも思っており、こういったことを考えて日程を設定するところがあるかもしれません。

【1番】

時間について、私の担当した事件は月、火、水、金の4日間の日程でした。金曜日が判決で、月、火、水の3日間は裁判と評議という形になっていました。月、火、水の3日間については、午前10時から午後5時までという日程になっていました。午後5時近くになったのが火曜日だけでした。火曜日は4時頃に終わり、月曜日は2時頃に終わって、水曜日は午前中で終わったという感じでした。

【司会者】

恐らく公判審理の段階も早く終わってしまったということだと思えます。公判審理も証拠調べ、証人尋問の時間や被告人質問の時間が思ったより早く終わってしまうというのは時々あって、それもある程度終わる幅で用意していくものですから、

進行によっては早く終わってしまう。場合によっては進行によって遅くなってしまう場合もあるんですが、少し流動的なものですからびたっと終わることが必ずしもできないというところは御容赦いただければというふうに思います。

評議の関係で他に何かこういうふうにしてもらいたいところがあるかとか、何か言っておきたいところがあればお願いします。よろしいですか。いろいろ御意見をいただいてありがとうございました。

冒頭で申し上げたように、裁判员制度10周年を迎えるということで、本日の意見交換も今後裁判员に実際になる、あるいは裁判员候補者になる方に向けて、できるだけ参考になるような形で情報提供できればと思っています。皆さんからもこれから裁判员、裁判员候補者になられる方に向けて何か一言ずつでもメッセージをいただければというふうに思います。

【1番】

裁判员に選ばれたときは、自分は初めてのことですごく緊張しました。でも、裁判员になれることというのなかなか本当はないので、ほんの一握りなので、裁判员になられたらむしろラッキーだと思って、裁判员をやってもらえたらうれしいと思います。

【2番】

裁判员裁判が10年を迎えるということですが、テレビとか新聞で裁判员裁判が取り上げられることといえば、すごく暗い事件とか、裁判员裁判してすごく大変だったというマイナスなこととか、そういうことしか聞こえてこないもので、でも最初にもらった資料の中のアンケート、これがすごく面白くて持ってきたんですけど、最初に裁判员に選ばれる前にはやってみたいとかという人が30パーセントくらいしかいないのに、実はやった後は経験してよかったなという人が97パーセントいるんですね。これって私たちが裁判员やってすごく本当にためになったし、よかったということがやっぱり周りに伝わっていないと思うんです。私は幸いとて簡単というか、そういう事件だったので、他の皆さんはやっぱり殺人だとか、そう

ということだと心苦しかった部分もあるでしょうけど、でも97パーセントの人が裁判員裁判をやってよかったと思っていることをもうちょっと周りに伝えていって、私ももちろん会社の人とかにも選ばれたら是非行ってみた方がいいと思いますというふうに伝えていますが、私たちのすごくやってよかったということをもうちょっとみんなに知ってほしいなと思います。

【3番】

私が思うのは、私いろいろなところに出歩くのが好きなもので、カラオケとか、あるいは人の集まるような場所に行くんですけど、裁判員裁判の制度が行き渡っていないのには驚きます。まだそういうのをやっていたのと言う人もいます。実際にカラオケ店なんか若い中学生とかも来ますし、そういう人たちに聞いても知らないとか、そういう人もいます。ですから、もう少し、出前講義もやっているんでしょうけれども、やはりまだ10年で、歴史を積み重ねてきたとはいえ、まだまだ周知徹底できていないと思います。ですから、そこら辺をもうちょっと、先ほどのデータで97パーセント満足したとか、あるいは私で言わせてもらおうと向上心の向上とか、いろんないい点もありますよね。嫌なこともあるかもしれませんが、みんなとこういうふうに集まって協議したり、どんな考え方をしているのとか、配分も年齢の高い人から低い人とか、あるいは女性が何人いるのとか、やっぱりいろんな意見が集まって、非常にいい意見にまとまると思うんです。そういう点で97パーセントということをおっしゃったけども、そういうふうに満足してもらおうような、まず不安もなくこういうふうに見えるんだということをもっともっと周知徹底して、これからもっともっと積み重ねていけばいいものになるのではないかと思います。

【4番】

周知されていないという部分は私も感じていまして、私の周りにも封筒は届いたけれど、行かなかったとかという方もいらっしゃるんですけど、もっともっと一番最初におっしゃっていた漫画とか、そういうものがもっと身近な場所にあった方が、裁判員ってこんなふうに進めていくんだというふうに分かりやすいものが目に留まる

といいかなと思います。

【5番】

これから来る裁判員さんのために言いたいことということではないんですが、裁判というのは判決で量刑を確定するということが一つの重要な意味があるんですけど、裁判員制度を導入した中に、私の勝手な解釈ですが、罪を償ったら再チャレンジの道、再チャレンジして更生するというような意味があるんじゃないかなというふうに思っています。たまたま私たちのチームは評議で判決が決まった後に、裁判長から判決を下した後、被告人に対して何か言ってあげたいことがあればコメントして、それを裁判長、私が話しますよということをおっしゃって、判決まで1日ありましたんで、私も考えたコメントをプリントしてお渡しいたしまして読んでいただいたんですが、基本的にやっぱり再チャレンジということについて一つやって、十分罪を償いなさいというふうなことの意味合いをコメントしてもらったんですけど、一つそういう面の意味も裁判員制度にはあるのかなと勝手に解釈しているんですけど、そんなことを最後に感じました。

【6番】

自分も初めて裁判員にならせていただいて、いろんな人に話していくうちに、やっぱり選ばれることがほとんどないというのを聞いたことがあります。自分の周りではほとんど、200人ぐらいの中で選ばれたことがないというのを聞いたことがあるので、選ばれる要素があるのであれば、そこにチャンスがあればというわけじゃないですけども、本当に参加してみた方がいいとは思っています。

【7番】

同じように職場の関係とか、自分の身の回りの方に裁判員をやったということを話しますと、中にはそんな人の人生を決めることなんかできないよねという意見で、一瞬変わり者のように見られることもあります。やっぱり裁判員の仕事というのがまだまだ知られていないことと、一概にこれから先裁判員になる方に、私自身はやってよかったんですけど、だからやった方がいいですよとは言えない難しい面もあ

ります。それはやっぱり家族をも巻き込んで、何日にもわたって裁判所に来なければならないこととか、それから精神的な苦痛もありますし、難しい面もあると思うんです。ですけど、その反面、大阪の事件で、たしか裁判員の方がインタビューか何か顔を出して受けていたのをテレビで見まして、こんなに勇気のある方もいるんだなという、そういうことも感じましたし、また自分がテレビを見る上で裁判のこともよく見るようになりましたし、すごく勉強になりました。なので、もっともっと一般人の人に裁判員をやる上で何がよかったかとか、何が悪かったかということを知っていただくことが大事だと思います。ありがとうございました。

【8番】

私も身の回りにほとんど経験された方がいなくて、裁判員になったということをお話すと、逆によくやったねと、よく行ったねというふうに言われることが多くて、私だったら何かの理由を付けて絶対辞退するというふうな意見の方も周りにいらっしやあって、介護がとか、診断書出してとかと、そういう方もいらっしやるんです。でも、私はそういう方に対してはこういうやり方でこういうふうでといろいろ話をするんですけども、やっぱり私一人の拡散じゃ微々たるものなので、今出前講義とかかされているというのを聞きましたので、やっぱり若い世代の方からもっと身近に感じてもらうような、そういう方法をとっていった方がいいんじゃないかなと思うんです。長い人生の中で一度はもしかしたら選ばれる可能性がある。選ばれたときにはやっぱり勇気を持って参加してほしいという、若い人たちに、これからの時代の人たちにも分かってもらえるような、そういう方法というか、した方がいいんじゃないかなと思うんです。私も経験して、法律とか、新聞の関係する欄なんかも見るようになったりするし、ニュースなんかも積極的に見るようになったし、生きていく上でいい経験にすごくなると思うんです。ですので、やっぱりこれからいろいろ裁判所の方とかでも身近に感じていただくような、そういう活動をしていただけたらなと思います。私は参加してよかったと思います。ありがとうございました。

【司会者】

どうもありがとうございます。今最後に御意見を伺いましたけれども、裁判所の裁判員制度の広報の関係ですごく励みになるといいますか、もっとしっかりやっていかなければいけないと感じる御意見を本当にどうもありがとうございました。裁判員制度が始まって、私は最初の5年間位まずやって、その後ちょっと間が空いて、また千葉でやり始めたところなんですけれども、最初の5年間はまだ始まったばかりだったので、身の回りに裁判員の方は誰もいない、会社でも私が初めてですという状況だったのですが、千葉に去年の4月から来てやり出してみると、ちらほら実は親族で裁判員に当たった方がいますとか、会社で裁判員の経験者がいて、是非行ってきたらということで、会社の方も体制を整えて送り出してくれたとおっしゃった裁判員の方もいました。少しずつ広がって行って、そういう個々の裁判員裁判に関わられ、経験された方がそれぞれの持ち場に戻られてそういう御意見を述べてくださるといのは非常にありがたいことです。

今日お伺いした内容を裁判所としてもきちんと広報していきたいと思います。今まさに皆さんの御意見にあるように、特に10周年ということもあり、今努力しているところですので、出前講義の御希望があればこちらから裁判官を派遣したいと思います。

本日はいろいろな御意見お聞かせいただき、どうもありがとうございました。いただいた御意見は裁判員裁判の運用や、それから広報の方にまた積極的に生かしていきたいと思います。これで今回の裁判員経験者意見交換会は終わらせていただきます。本日は大変お疲れ様でした。ありがとうございました。